

離檀神葬祭関連文書について

愛知学院大学教授

鈴木 鋭彦

「正眼寺文書」の中に、天保十二（一八四一）年より弘化四（一八四七）年の時期に熱田神宮大官司千秋家の離檀神葬祭許容についての一件関連文書が二十七通あるが、この通数は、「正眼寺文書」中でも多数のものである。その内容は、法持寺寺家洗月院檀方の熱田神宮大官司千秋家の宗門引離神葬祭運動とその実現への経過が示されているが、これをめぐっての法持寺・洗月院、僧録司正眼寺、大本山永平寺、寺社奉行所（尾張藩）の立場と態度が明らかになる。神官による神葬祭運動は、既に江戸中期よりみられ、江戸末期になると各地に行なわれた現象といわれているが、尾張地方での運動は本文書によって明らかに出来る。

その概略は、天保十二（一八四一）年に寺社奉行所より正眼寺にあてた申渡し書面よりすると、千秋駿河守の離檀神葬祭の願出は、(1)・宗掟に背かないか、(2)・寺納筋即ち離檀による収入減少はどうか、の二点を主にして録所において検討し、詳細答申するように申し渡している。これについて、正眼寺は永平寺に伺い書を出し、永平寺監院は翌天保十三年五月に正眼寺に書状を与えている。それによると、当山において宗掟に必ず差支えるとはいえないが、異国邪宗門取締のため宗掟を仰せ付けられ、以後厳密に宗掟を守って来ているので、これに違背する離宗門はしないよう正眼寺より再三歎願したが、「御役所ニ而御取用も無之御国法を以御取調之上弥無宗門ニ被仰付候儀ニ

候ハ、此儀者出格之事ニ而本山におゐて御差綺可申筋ニ者無之候」とあって、この「御役所」（尾張藩寺社奉行所）の態度は、先述の正眼寺宛書面で寺院側の利害聴取の態度よりも離檀承認へ傾いており、これに対する永平寺側の対応の仕方が示されている。

一方、洗月院は、千秋家離檀による収入減少、更に千秋家離檀に付随して数多くある社家輩の離檀を恐れており、これらが千秋家の離檀を洗月院が拒んだ大きな理由である。そのため、天保十二年以来の離檀運動は弘化三（一八四六）年になっても成功せず、同年五月には、洗月院・法持寺連署で、千秋家の離宗門はうけ難いと歎願書を正眼寺に提出するに至っている。これを受けた正眼寺は、寺社奉行所へ歎願書を出したがその中で洗月院の態度について「当録利解筋取用不申候」と申し出ている。こうした洗月院側の態度に対して、それまで相対納得の上での離檀を説いていた寺社奉行側は、弘化三年八月に「神佛両道片落不相成様之御仕向」として神佛を平等に仕向けようとしたのに、洗月院は自前のみ申し張って和睦の道を立てようとしたのには、以ての外次第であるので、心得違いの無い様に教諭せよと、正眼寺へ申し渡している。その結果、弘化三年九月には、洗月院・法持寺連署の離檀請書を寺社奉行所へ提出するに至っている。ところが、翌弘化四年四月になると、洗月院が恐れていた「社輩離且納得一札可差出旨四月廿三日被仰渡候御書付」が出され、千秋家のみでなく、社輩の離檀も行なわれるに至っている。

これらの経過を詳細に調べることによって、江戸末期の寺院と神社とをめぐる諸関係と、これに対する幕藩、この場合特に尾張藩の動向を通しての幕藩権力の宗教政策を明らかにすることが出来るよう。